

意見書案第8号

沖縄の基地負担軽減に向け、地方自治を尊重し、民主主義の根幹である対話による課題解決を国に求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和6年3月22日

提出者 つくば市議会議員 皆川幸枝

賛成者 つくば市議会議員 川村直子

〃 あさのえくこ

〃 小森谷さやか

沖縄の基地負担軽減に向け、地方自治を尊重し、民主主義の根幹で
ある対話による課題解決を国に求める意見書

ウクライナへのロシア侵攻は2年が経過し、パレスチナ紛争も終わりが見えず、多くの市民や子供が巻き込まれ、犠牲になっています。武力による問題解決は不可能であり、国際社会における日本の役割として、話し合いによる問題解決を図っていく不断の努力を進めていく必要があります。

沖縄においては、2014年12月、沖縄県議会で「県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書」が賛成多数で可決され、さらに、2019年の県民投票で7割の県民が基地建設に反対を表明するなど、沖縄県の民意が新基地建設に反対していることは揺るぎない事実です。沖縄の人々は基地問題の解決に向け、国に意見表明を幾度となく行ってきましたが、国は沖縄県と十分に協議することなく、基地建設を進めています。

日本の国土面積のわずか0.6%ほどの沖縄県に米軍専用施設の約74%が集中し、これまで基地に関連する事件・事故で多くの沖縄県民を苦しめてきましたが、基地問題について、国民的議論がないまま戦後80年近くが経ってしまいました。

2000年に施行された地方分権一括法により、地方自治体と国は対等な関係となっており、基地問題についても、国は沖縄県との協議を行うと共に、日米地位協定の見直しなど米国との協議を進めるべきと考えます。

しかし、昨年末、国が沖縄県知事を相手に提訴した裁判で、裁判所が国による代執行を認める形になりました。国が沖縄県の民意を無視して、強硬に工事を進めていくことは、地方自治そのものが揺るぎかねない重大な問題であり、自治を实践する自治体議会として看過することはできません。

よって、国に対し、基地問題に関し、地方自治を尊重し、民主主義の根幹である対話による課題解決を進めることを求め、意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

(提案の理由)

沖縄の基地負担軽減に向け、地方自治を尊重し、民主主義の根幹である対話による課題解決を国に求めるため、意見書を提出するものである。